

< 此花区在宅医療・介護連携相談支援室 電話 080-4702-1960 >

① **会内活動** ～サービス担当者会議もACP(アドバンス・ケア・プランニング)です！～

◆在宅医療連携を推進する会多職種連携研修会「**実行委員会**」:10月2日(金)開催(於・此花区医師会)
多職種連携研修会(1月23日・土)の開催内容を協議するために、まず、委員間で、ACPの具体的実践に向けての「もしバナゲーム」の体験を行いながら、具体案を検討しました。詳細は、次回実行委員会(11月20日・金)で決めることとしました。



◆大阪府医師会「**介護・高齢者福祉委員会**」:10月9日(金)開催(於・大阪府医師会館)
石見徹夫、安田健司両先生の参加の下、第1回委員会が開かれ、正副委員長の選出、会長よりの諮問事項の提示があり、今後2年間の活動がスタートしました。この委員会は、大阪府における在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策等を進めていく委員会になります。

◆「**西九条休日急病診療所運営委員会**」:10月16日(金)開催(於・此花会館)
本診療所(管理医師:板東博志会長)の来年度の出務医師のローテーション(此花区、福島区、西区、港区、大正区、西淀川区の6医師会の分担)を決めました。

◆「**此花区在宅医療・介護連携相談支援室相談**」(相談無料):随時(主に電話相談)
在宅医療、通院に関する情報提供を行いました。他に、相談をきっかけに、認知症の方に対する個別の地域ケア会議開催の提案を行いました。

◆「**此花区医師会訪問看護ステーション**」:四貫島 2-18-13・電話 6460-3356/FAX 6460-3358
医師会立のステーション(ケアプランセンター併設)です。看護師、作業療法士、主任ケアマネジャー(看護師資格)が在籍しています。受付時間は9:00～17:00(土日祝・年末年始除く)です。

② **お知らせ** ～下記①への参加は、FAX(6462-3262)にてお申込み下さい！～

①地域の医療職・介護職向け研修**高齢者特殊詐欺等の対策**:12月11日(金)午後2時～



参考

此花警察署の協力により、此花会館4階で開催します。内容は、①不審者侵入防止のためのサスマタの使い方(防御策の伝授)、②高齢者を守る特殊詐欺対策、③フィッシング詐欺への注意などです。なお、当日は、マスクの着用はじめ、感染予防にご協力下さい。

< ←左の写真は他地区での開催状況(サスマタ)>

②大阪府警察本部府民安全対策課は、**おおさか特殊詐欺被害防止コールセンター**をこの7月に設置し、オペレーターから高齢者に対して、注意喚起の電話をかける事業を開始しました(平日9:00～17:00)。業務内容は次の通りです。

<目的>キャッシュカードを狙った預貯金詐欺など特殊詐欺の被害防止

<業務> 高齢者への注意喚起→コールセンターから高齢者に電話がかかります

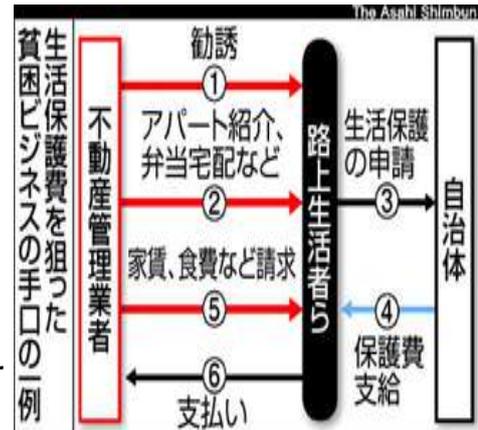
<対象> 捜査の過程で入手した名簿に載っていた高齢者などです

<電話> **06-6123-7642** ←この番号は、怪しい電話ではありません

<担当> 府民安全対策課特殊詐欺対策第一係(06-6943-1234 内線34443・34444)

③トピックス ～悪いヤツに注意して下さい！～

☆**刑法犯の認知件数**: 認知件数は減少を続けており、平成27(2017)年の約110万件に対して、令和元(2019)年は約75万件となっています。空き巣、自動車盗、ひったくりなどの窃盗犯が最も減少しています。一方、特殊詐欺は、令和元(2019)年は約16,900件、被害額約316億円と高い水準で発生しています。なお、此花警察署内では、ここ1年で、4件の特殊詐欺の未然防止があり、コンビニ店員・金融機関職員の方の機転で防がれています。



☆**困い屋**: 貧困ビジネスの一つで、ホームレスや出所したばかり人間に住居を与え、生活保護を受給させ、その中の大半を、家賃や食費などとして搾取(ピンハネ)する悪質業者のことで、彼らは、公園を「釣り堀」と呼び、多くのホームレスを困い込んでいる実態があります。ある調査では、平均して月額12万円の保護費のうち、家賃や食費などで、10万円を差し引かれていた実態が明らかになっています。

☆**法務局による自筆証書遺言書保管制度**: 従来、直筆で書いた自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認(内容確認手続き)が必要でしたが、この制度を利用すれば不要になります。また、偽造、改ざん、紛失の防止にも役立ちます。遺言書の保管申請手数料は3,900円です。

The diagram shows the process of creating a handwritten will. On the left is a sample will document titled '遺言書' (Will) with the text: '別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。' (I bequeath the real estate in Schedule 1 and 2 to the lawyer Ichiro, and the real estate in Schedule 3 and 4 to the lawyer Hanako.) The date is '令和二年十月一日' (October 1, Reiwa 2) and the signature is '法務太郎 印' (Seal of the lawyer Taro). A red arrow points to the text '遺言書本体は直筆で作成' (The will body is handwritten).

In the center is a red plus sign. To the right are two sample '別紙目録' (Schedules of Assets) documents. The first is for '土地' (Land) in Tokyo, listing location, area, and type. The second is for '建物' (Building) in Osaka, listing location, address, and type. Both schedules include the note '(自書でなくても可)' (Can be typed) and the signature '法務太郎 印'.

Below the schedules is a blue box with the following steps:

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピー、登記事項証明書等を添付
- 遺言書は、全文・日付・氏名を自筆で書いて押印

④ご案内 ～コロナ禍の中、色々なことが起こっています！！～

- 大阪府「おおさか精神科救急ダイヤル」:0570-01-5000
(平日17:00～翌9:00、土日祝・年末年始9:00～翌9:00)
- 大阪府「ひきこもり地域支援センター」:06-6697-2890 (平日10:00～16:00)
- 消費者庁・国民生活センター「消費者ホットライン」:0120-213-188か188(全国共通)